## 愛知県環境審議会地盤環境部会(第3回) 会議録

1 日時

平成 21年 11月 11日 (水)午前 10時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター 会議室A(3階)

- 3 出席者
- (1)委員(5名)

大東部会長、足立委員、浅岡専門委員、岡村専門委員、四俵専門委員

## (2)事務局(8人)

(愛知県環境部)山本技監

(水地盤環境課)藤野課長、野田主幹、畔柳課長補佐、大谷主査、桑山主任、大越 技師、大橋主事

4 傍聴人及び報道関係

5名

- 5 議事
  - ・会議録への署名を浅岡専門委員、足立委員が行うこととした。
- (1)土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等の見直しについて
  - ・資料1及び資料2について事務局から説明があった。

## <質疑応答>

- [足立委員]措置の件数は一つの汚染事例で複数の措置がとられているということか。
- [事務局]措置の集計については参考資料5の資料で示しているとおりである。一つの事例で2つ以上の対策を行っている事がある。
- [四俵委員]掘削除去し、搬出された汚染土壌により汚染が拡散したことが具体的にあるのか。
- [事務局]本県では具体的に問題にはなっていないが、掘削除去は汚染土壌を外部に搬出するので、全国的には不適正に処理されている事例が見受けられている。
- [大東部会長]掘削した汚染土壌を不法投棄している事例等があるということである。

- [浅岡委員]本来、掘削した汚染土壌はどう処理すべきか。
- [事務局] 都道府県知事が認定した浄化施設や産業廃棄物処理施設、セメント等製造施設で処理する必要がある。
- 「浅岡委員」そのような処理をした場合でも汚染の拡散のおそれがあるのか。
- [事務局]法に基づいた汚染土壌についてはこのような施設で処理する事が定められているが、自主調査の場合は処理の方法が法や条例により示されていないことから不適正に処理されることがある。また、行政に報告されていない自主調査については何も把握できていない。
- [大東部会長]法に基づかなくても汚染土壌が発生しており、行政への報告が無いものもあるため、把握できていない。
- [ 岡村委員 ] 汚染土壌の量はどれくらいか。どのような施設に搬出し処理しているのか。 浄化処理した地下水はどうするのか。地中に戻すのか。
- [事務局]掘削除去した土壌は知事に認定された浄化施設や埋立施設、セメント等製造施設等で処理されている。県では認定要綱を定め、基準を示している。地下水揚水は揮発性有機化合物の汚染でよくとられているが、汚染された地下水を汲み上げて有害物質を吸着した後放流等している。汚染土壌の量は土壌汚染の報告書の中に全て記載されているが、事例によりさまざまであり現状ではデータの集計まではしていない。
- [足立委員]「時機」という言葉はどういうときに使うのか。
- [事務局]この「時機」はちょうどいい時というような意味であり、「時期」は一定の期間 を意味している。
- [四俵委員]水質汚濁防止法の特定施設以外で有害物質を取り扱うとはどのようなことか。
- [事務局] 例えば鉛バッテリーの中の溶液を処理する場合があるが、そのような施設は水質汚濁防止法の特定施設に規定されていない。しかし、他に水質汚濁防止法に規定する洗浄施設を保有している場合があり、そういう場合は特定施設以外で取り扱うこととなる。その他に、水質汚濁防止法の特定施設は業種を特定しているものがあり、例えば鉄鋼業の用に供する施設等があるが、似たような工程でも業種が違えば除外される場合がある。
- [ 浅岡委員 ] 事業場を廃止するときに問題があるということだが、見出しにそういうこと を反映しなくてもよいか。
- [事務局] この項ではいくつかのことを記載しており、調査を行うべき時機や業種の特定 のことも記載している。この見出しについてはパブリック・コメントを出す前に 全体を検討し、また意見をいただくこととしたい。
- [岡村委員]見出しを「~廃止時等」と表現しても良いのではないか。
- [四俵委員]有害物質使用特定施設の廃止時は規定されているが、施設を廃止する前は自 主調査になってしまうのではないか。施設を廃止する前の調査の規定も必要では

ないか。

[事務局]条例には日頃から土壌汚染調査に努める規定があるが、取扱事業所が調査する必要がある時機が示されていない。時機を捉えて調査をするということが今回のポイントである。土地の所有者が変わったときに土壌汚染の有無が判明していない場合があり、その場合、後に汚染が判明した場合に原因行為が分からなくなり、措置がされなくなるおそれがある。日ごろは土壌調査をやらなくても良いというものではない。

「大東部会長」条例の中では予防措置が規定されているが、法では規定されていない。

「岡村委員 ] 応急措置の具体例は中間取りまとめの中に書かなくてもよいか。

[事務局]応急措置の具体的な内容は指針の中に記載されている。

[大東部会長]中間取りまとめの本文中に応急措置の具体例を書くとよいかもしれない。 東京では自主調査方法を簡便法により行うことができるとして自主調査を促進 させる方法が示されたが、本県においても今後そういう方向も検討していただき たい。

- [四俵委員]自主調査が抑制されない仕組みというものはあまり規定を厳しくしないということか。
- [事務局] 自主調査は、土壌調査や措置について規制すると土壌汚染の報告がされなくなるおそれがある。ただし自主調査であっても土壌汚染の把握はしなければならないことから、まず土壌調査の明確な方法を規定したい。また、土壌汚染が判明した場合は行政に報告していただき、適切な措置をしてもらうという規定を設けたい。ただし、あまり厳しい規定にしないようにしなければならない。自主調査で土壌汚染が判明した場合の措置については、指針で書き分けができないか検討していく必要がある。また、自主調査により土壌汚染の報告があった場合、行政が措置等について助言する規定を設けたい。事業者も行政に報告することによる行政関与を求めている。そこも考慮して方向を決めたいということである。
- [大東部会長]参考資料4のフロー図で自主調査について書かれているところを説明して いただきたい。
- [事務局]参考資料4は改正法と現行条例と自主調査を並べて記載している。自主調査の 実施は任意であり、調査方法は示されていない。不十分な調査で土壌汚染の有無 について判断するのは難しいことから、自主調査の実施は任意であっても調査方 法はしっかり示した方がよいと思われる。また、報告や措置に関しても任意であ るが、できるだけ報告をもらいたい。報告をしなければならないという規制を設 けるわけではない。措置についても現状では任意であるが、自主調査であっても 土壌汚染が拡散しないよう、汚染が判明した場合は応急措置や拡散防止措置をや

- っていただきたい。そこに行政が助言をしていくという規定にしたいということ である。
- [大東部会長]自主調査に対して、適切な調査方法を示すことや、汚染が判明した場合の 対策に助言をすることなどを規定したいということである。
- [浅岡委員]自主調査の規定を明確にしたいということだが、なぜか。
- [事務局]参考資料5の2の円グラフを見ると、自主調査により汚染が判明した事例が非常に多い。これは行政に報告がされた件数だが、報告されていないものもある。自主調査は法や条例の規定外であり、事業者が自主的にやっていただいているものであるが、これを条例の枠組みに入れたい。まず調査方法を明確にする必要がある。2番目に汚染が判明した場合は指導ではなく、何らかの関与をする必要があるのではないか。最後に自主調査に強制的なものを規定してしまうと、自主調査が水面下に隠れてしまう。それを考慮して規定したいということである。
- [浅岡委員]どのような点を考慮して自主調査を規定するのか。
- 「事務局 ] 事業者に配慮して仕組みを考えていく必要があると考えている。
- [ 浅岡委員 ] 自主調査で汚染がなかったことについても適宜報告を受理することが必要ではないか。
- [事務局] 自主調査は努力した者が報われるような仕組みにする必要があると考える。これも検討する必要がある。
- [大東部会長]自主調査で汚染が見つからなかった結果を取りまとめて公表することも重要である。
- [ 岡村委員 ] 参考資料 4 については字が細かいので、パブリック・コメントの資料にする際は字を大きくするなど検討していただきたい。
- [四俵委員]参考資料4では自主調査とそれ以外の規定は調査を行う場所では分かるが時機が分からない。それも考慮して資料を作成していただきたい。操業中に調査を行った場合は自主調査になるのか。
- [事務局]条例39条1項は操業中に調査するよう努めるという規定である。操業中であっても土壌汚染が判明したら報告しなければならない。
- [大東部会長]現行の処理施設では生活環境影響調査を規定している。現状の要綱を条例 化していくような形にするということである。
- [ 岡村委員 ] 利害関係を有する者の定義はどのようか。意見を提出したら処理業者の計画 に取り入れられるのか。
- [事務局]現在の認定要綱では利害関係を有する者への意見聴取等の手続きを設けているが、今までは事例がなかった。利害関係を有する者は産業廃棄物の施設の許可の規定を参考に規定しているが、利害関係を有する者の範囲は明確に示されているものではなく、幅広く考えていただきたい。また、意見を取り入れるかどうかは

事業者の判断であり、必ずしも全ての意見に従う必要は無い。

- [ 岡村委員 ] この文章ではそのような意味を捉えにくいので、文章を再検討していただき たい。
- 「岡村委員 ] 意見は書類で提出しなければならないのか。
- [事務局]意見は行政が施設を許可するときの判断材料となるから、文書で提出していた だくのが適切である。
- [大東部会長]土地の形質の変更時の調査について、参考資料4で説明してほしい。
- [事務局] 現行条例の場合、3,000㎡以上の土地の改変を行う場合は履歴調査を行った結果を届出しなければならない規定がある。届出により汚染のおそれがあると知事が判断した場合は事業者に対して調査を求める。調査により汚染が判明した場合は措置を行ってもらい、措置が完了した場合は完了届を出してもらうという規定になっている。また、法改正で、同様の規定が設けられた。これは土地の形質の変更を行う者は届出を行わなければならないが形質の変更の範囲や時期のみを届け出ることとしており、汚染のおそれの判断は行政の保有している資料から行う必要がある。しかし、行政情報は保存年限が過ぎれば破棄されること等から、情報を蓄積することが難しい。国は自治体が所有する情報の範囲内で調査の命令を行えばよいとしている。このように改正法で同様の規模の規定がされたが、履歴調査の届出の規定が無いことから、条例で履歴調査の規定を削除するのは問題があるということである。
  - 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際の調査の規定が条例と重複するということが書き漏らされているので、追記する。
- [大東部会長]法と条例の分かれ道をどうするかということが問題である。調査命令を出すには行政情報を根拠にしないといけないということだが、行政情報ではそこまで補完できない。

資料2の3(5)で規定が未整備と書かれているが、この書き方をもう少し検討した方が良い。

指針について検討しなければならないということ、自然由来の問題をどう扱うかということ、土壌汚染に関する情報をどのように収集するかということ、リスクコミュニケーションを進めることにより、汚染の程度に応じた対策をとるということ、それぞれのことについて、もうすこし具体的なロードマップがあったほうがよいのではないか。

[事務局]資料2の4(1)の指針というのは条例の中で規定されており、今回の見直しに併せて改訂をしていく必要があるが、書き方が少し舌足らずであったので修正する。自然由来については、事業者も非常に苦労している。国は汚染土壌を搬出する場合は自然由来であっても人為的汚染であっても同じであるといっている。

自然由来の汚染であっても人為的汚染と同様な措置を求めるのか。そのあたりの 規定を今後検討していく必要がある。それぞれの具体的なロードマップを示すの は現段階では難しい。情報の収集については法に規定されたが、国は具体的な方 法は示さないと言っている。どのように収集整理するか検討を進める必要がある。 また、現在の公表制度は今後も続けるつもりでいる。リスクコミュニケーション については、土地の活用の方法等を考慮し、適切な措置を行うことが重要であり、 事例集を作成するなどの対応を検討する必要があるということである。

- [四俵委員]情報の収集のことについて、愛知県以外が収集した情報の交換のシステムはあるのか。
- [事務局]確立されたシステムはない。各自治体でいろいろな形で情報収集を行っており、 全国でアンケートを行うなど、情報の共有に努めている。
- [大東部会長]できるだけ他県の状況を収集していただきたい。
- [大東部会長]欠席委員の方からは意見がなかった。
- [事務局]今後事務局で中間取りまとめの文言等の修正をし、パブリック・コメントを行いたい。
- [大東部会長]修正は部会長と事務局に一任していただきたい。
- [事務局]今後修正した点について確認の連絡をさせていただく。

## (2) その他

・事務局から次回の部会の日程の提案があった。